

の急激な水の需要、これの趨勢にかんがみまして、主として今後水源涵養保安林を主体といたしまして、あわせて災害の防止をねらうところの保安整備を進めてまいりたい、こういうふうにご意見を次第でございませう。

○北條篤八君 そうしますと、今後十年間に、この保安林の面積はどのくらい増加するお見込みでありますか。水源涵養以外の保安林も含んでおるとすれば、その種類別のおよその割合はどのくらいになるか。またこの新計画を立てるのに、将来の見通しというものをやっぱり立てて、そうして十年間の計画をされることと思ひます。その何年先の水の需要量を目安として、そうしてこの計画を立てられるのか、またなおこれだけの水の需要量が必要とすれば、それに対してどれだけの保安林の面積をふやさなければならぬのかという、つまり水の需要量と、これに対する保安林の面積との関係をどういう算式によって、どういうような因子を使ってそうして計算をされるのか、その点がおわかりなら簡単に要点だけを説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) 今後の保安林整備計画によりますところの保安林の整備につきましましては、いま申し上げましたとおり、将来の水需要の増大、これの傾向に対応いたしました水源涵養保安林を整備することを主体といたしまして進めてまいりたい、こう考へておる次第でございませう。その規模といたしましてはおおむね百万ないし百五十万ヘクタール、その程度を想定をいたしております。ただその具体的な内容につきましては、昭和三十

九年度に予算を計上いたしまして、重要な流域ごとにそれぞれ調査を進めてまいり考へ方でございます。そうしてその調査をこの三十九年度一カ年で終る予定でございませう。それに基づきまして計画を進めるわけでございませうが、その水の需要量の見通しにつきましては、現在関係機関、各省それぞれ現に計画をいたしております昭和四十五年度ないし昭和五十年度、そのころにおきましてこの水の需要等を前提といたしまして、これに対応するところの水源涵養保安林の整備を考えたわけでございます。ただこの水の需要の確保、供給の確保につきましては、これは保安林が全部それにかかるといふ考へ方ではございませうが、一応その流域ごとの水に対するその国民生活、あるいは産業の発展、それに伴うところの農業用水あるいは工業用水、その水依存量、それからその流域の奥地の上流水源地帯におきましてこの保安林の森林の状況、これを勘案をいたしまして、その水供給量を算定いたしましてまいりたい、その具体的な個々の手順につきましては、指導部長から簡単に御説明いたさせます。

○説明員(森田進君) 林地から供給いたしております水は、林地の表面を流下いたしますものと、森林土壌を浸透いたしまして、地下水になりますものと、再び地表に流出いたしますものとに大分されるわけでございませうが、一般に、森林土壌は裸地、草地等に比較しては、浸透能が非常に高いとされております。今回の計画におきましては、この森林土壌の透水性を利用いたしまして、降水を極力地下水として流出させるということに着眼いたしま

して、計画を進めてまいることになっております。簡単に申し上げますと、全国を二百十六の流域に区分いたしまして、さらにその流域を一時支流ごとの地区に細分いたします。その細分された各地区ごとに、上流から、林地から供給いたします量と、その地区内におきまして、林地から供給を期待いたしております量とを比較いたします。で、その結果、林地からの供給量が多い場合には、それを下流の地区に供給いたすわけでございませう。

○北條篤八君 その水の需要量に対して、どのくらいの保安林の面積が要するといふその面積と、流出量との関係をどういふような計算で出すのかということ。その点だけ簡単にしてくださいます。

○説明員(森田進君) これは先ほど申しましたように、各流域の降水量並びにその流域にございませう森林の土壌等の状況によりまして、一がいには申し上げられないかと存じます。

○北條篤八君 そうすると、各流域別に、降水量の統計から大体の流出量をはかつて、一方、山に依存する依存度と、それから土壌の性質、その三つが大要因になって、各流域でそれを合し、それを合計するわけですね。

○説明員(森田進君) さうでございませう。

○北條篤八君 水と面積の割合を合計して出して、それで算定するわけですね。

次に、参考資料の三ページに、年度別の保安林の買い入れ実績というのがございませう。これは二十九年度より三十八年度までの十年間に、国による

保安林の買い入れは、目標五十万ヘクタールに對しまして約二十万ヘクタールで、目標のわずか四〇%しか実行できないといふことでありますので、そのできなかった理由はどういう理由であるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) 予定の五十万ヘクタールに對しまして、四割の二十万ヘクタールの遂行にとどまりました理由をいたしましては、まず、この計画実施以後の木材、あるいは土地の価格の急騰のために、森林所有者がこれの売り渡しに必ずしも積極的でないという気持もございませう。そこで、こちらの側との話し合いが必ずしも十分に進まなかったといふこともございませうし、それからなお、この治山治水緊急措置法に基づきますところの治山事業の推進とともに、その計画の予定をいたしておりましたようなところで、その必要性が、その計画樹立の当時とは変化があったといふこともございませう。なおこの森林の所有の形態等で、共有林等がございませうが、その持ち分権者等、あるいはまたその森林に対する債権者等の賛成を得られなかったといふこともございませう。あるいは境界が錯綜しておりまして明確じゃないとか、あるいは台帳の整備が十分でない、いろいろの原因がございまして、このような成績にとどまっております次第でございませう。

○北條篤八君 いろいろ理由は伺ひましたけれども、根本はやはり財政的に金が足りなかったといふことでございませうか。

○政府委員(田中重五君) 予算のワケは当然年々計上されております限度で

行なうわけでございませう。しかしながら、予算の制約はまず第一にあることになりませうけれども、かりに予算の総ワケがあつたとしても、その買い入れの単価におきまして、やはりこれが妥当なものであることが必要でございませう。そういう点で、先ほど申し上げましたような、森林所有者の人の調整が困難であるために、その買い入れが進みかねたというようなことがございませう。

○北條篤八君 そうすると、計画で、五十万あつたのが、四〇%しか実行できなかった。そうすると、三十万ヘクタールというものが残つておるわけですが、前の計画のところが、今度の新しい計画では、二十五万ヘクタールを買い入れの目標にしております。そうなりますと、非常にこれは買い上げというものは消極的に後退してしまつたといふことがいえるんじゃないかと思ひます。特に二十五万ヘクタールの中でも、実際に買い上げるのは十七万ヘクタール、残りの八万ヘクタールは国有林との交換でもって処理していくといふことでありますが、新しい計画としては、非常に消極的じゃないかと思ひます。で、これはどういふ理由であるのか、あるいは買い入れというものを縮小する御方針であるのかどうか伺いたいと思ひます。

政府委員(田中重五君) 今後の買い入れ計画につきましては、お説のとおり、二十五万ヘクタールのうち十七万を買い入れまして、八万は交換で進めるといふ考へ方でございますが、そこで、この保安林の整備をはかつてまいります場合に、やはり国が買い入れて、そして直接国の事業として、その

整備をはかつていくということも、言うまでもなくこれは重要なことではございますが、また、その森林の所有者に、森林法にございます一定の施業要件を課しまして、そうしてその制限の順守なり、あるいは義務の履行なりによつて、十分にその保安林がその指定の目的に即して機能するということが、近來の森林所有者の森林経営の意欲等から見ると、その熱意は相當にうかがえるというふうに考えられる面もございます。で、そういう意味合いからいまして、やはり国で所有し、国が経営するというものにつきましては、特に奥地上流の水源地帯の、民営のままではその維持経営が困難であるというふうな考えられるものだけに限定をいたしまして、重点的に進めてまいらうと、こういう考え方でございまして、

○北條萬八君 いま伺ひましてわかりましたけれども、買入れを減らせば当然今度指定がふえてくるわけであり

なお、それに続いて伺ひますが、これは伐採を禁じられたり、あるいは制限を受けましたために、非常に所有者として、切つて金にしたいけれども金にできないといったようなこともありまして、また土地を転用することでもできませんし、非常な犠牲を受けるわけでありまして、それらの点に対して、補償をどういうふうにしておられるか。これはせんだつてあるいは山崎委員から御質問があつて、重複するかも知れませんが、

それからまたもう一つは、この所有者の固定資産税が免除になるというお話でございますが、これはもうあたりまえのことだと思ひます。固定資産税が入らないとすると、地元のほうでもそれだけ収入が減るわけでありまして、そういう地元に対する補償ということも含めて御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) いまの御質問の最初にございました、買入れが

申しますか、そういういろんな点についてPRも行ないます。で、そういうような改善の段取りを進めながら、その保安林の指定を行なつてまいらうわけでございますが、そこで、いよいよ保安林の指定を――一号、三号の保安林の場合には農林大臣の権限でございまして、農林大臣が指定をすると發意をいたしましたときに、その農林大臣の予定通知を關係の都道府県知事に行なうというところから法的な手続が始まるわけでございます。

それで、この保安林に指定することにつきましては、法のたてまえといつたしましては、必ずしもその森林の所有者がその指定を拒むということではなつておられないわけでございますが、しかし、実際の取り運びといつたしましては、あくまでも森林所有者との納得でこれは進めてまいらう。その場合に、いま申し上げました農林大臣から指定の予定通知がまいります。で、都道府県知事は、それを受けまして、予定の告示をその県公報に載せる。そうしてそれを一般に周知させることになりまして、その場合に、その指定について異議がございまして、その利害關係人は、農林大臣に対して、異議の申し立てをすることができ。それに應じて公聴会を開くことができるというふうな、法のたてまえ上なっております。

そういう手続を経ながら、その森林所有者の納得を十分に経て、そうしてその指定につきましては慎重に進めてまいらうという態度で進めていくわけでございます。

禁伐林、それから択伐林につきまして、それぞれこの森林法によりまして、その森林所有者がその保安林の指定によつて通常受けるべき損失に対するものを補償するというところで、補償をその二つの伐採樹の保安林につきましては行なつておるといふことでございます。

それから、なお固定資産税の問題につきましては、これは民有保安林につきましては、保安林につきまして固定資産税は免除ということになつておりますから、一方、關係の市町村に對しましては、それぞれの基準財政需要額と、それから基準財政収入額との差の中で固定資産税分が積算をされるという形で、それはその面から補てんがされておるといふふうに考へてゐる次第でございます。以上でございます。

○北條萬八君 ただいまのお話で、

基準にして計算をいたしております。○北條萬八君 成長量の五%、成長量を金に換算して。

○政府委員(田中重五君) 五%と申し上げましたのは、これはこの禁伐林の立木価格の五%でございます。

○北條萬八君 そうしますと、それは同じ樹齡のものがずっとそろつておれば、この林は補償があるということがすぐわかりますが、もしばらばらに伐期に達したものだ、あるいはまだ伐期に達していない幼齡樹がまじつてゐる場合には、そういう一々伐期に達しているものを測量して、そうして補償の単価を出すのですか。

○政府委員(田中重五君) いまおっしゃつたとおりでございます。

○北條萬八君 すると、その伐期に達しているかないかというところは、単に樹齡だけでなしに、これは認定はだれがするのですか。

○政府委員(田中重五君) それはやはり標準伐期齡というものを樹種ごとにきめておりますので、それで算定ができるようになっております。

○北條萬八君 次に、この水源涵養保安林というものは、これは単に現在の森林ばかりに限らないで、遠い将来を考へた場合に、こゝでどうしても水源涵養保安林を置かなければならぬというふうな場所もあると思ひます。そういう場合には、現場は木がないところでも、そういうものは水源涵養保安林として、これを民有林から買ひ上げて、そうしてそれに造林をして、保安林の整備をしていくということも必要じゃないかと思ひます。場合によれば、いままでそういうふうな例はありますか。どうでしょうか。

○政府委員(田中重五郎) 現在のところまだ、いま仰せのような例はないようでごさいますけれども、そういう場所に対する施業の考え方といったしましては、そこは保安林の存在の必要性があるのにもかかわらず何らかの気象的、あるいは地形、地質の原因によって原野になっているというような所でごさいますから、つまり森林の成立が困難な状態に置かれているということになりますので、そこで、そういう場所はやはり森林法に基づきまして保安施設地区に指定をしまして、そこで、保安施設事業からまず着手をする。保安施設事業としてのものものの山腹工事、その他あるいは立木の植栽、そういうことを進めながら、そこに森林の成立が可能になるような基礎をまずつくっていききたいということを進めております。

○北條篤八君 次に、指定と反対に、今度は解除のことについてちょっと伺いたいと思います。

この整備計画の実行中、すなわち過去十一年間におきまして保安林解除の件数はどのくらいあったんでしょうか。またその面積はどのくらいになっておりますでしょうか。また解除の理由はいくつありましかうけれども、どんな場合が一番多いのでありましかうか。耕地の底陰になるための、底陰障害の場合もありましかうし、また実際保安林として置いておく必要がなくなったという場合もありましかうし、また、最近では経営規模の拡大から耕地を広げたいというような事例もありましかうが、大体どういふ場合が一番多いんでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(田中重五郎) 解除の事例を昭和三十一年度で見ますと、国有林で二千ヘクタール、民有林で五千ヘクタール、合わせて七千ヘクタールの解除の事例がございます。それで、これらの解除の転用の目的といたしましては、いまお話しのごさいますような道路、それから学校敷地、送電線敷地、そういうもの、公益上の必要による解除が約七割でございます。それからあとが果樹園、それから一部住宅敷地というふうなものもございます。解除の実態は三十七年度について申し上げますとそういうことになります。

○北條篤八君 もともと狭い土地を満度利用しなければならぬ農山村におきましては、特に昨今は農業構造改善事業の経営規模の拡大というふうなことも迫られますし、保安林解除の申請は相当これからのふえてくるんじゃないかと思われませんか、この保安林解除の取り扱いというものは、これは保安林指定の取り扱いは違ひまして、非常に厳密にやる必要があると思っておりますけれども、現在では、指定の場合も解除の場合もあまり変わりがなく、指定の場合、一号から三号までの保安林につきましては、これは農林大臣の権限になっております。しかし、四号から十一号までといひますか、局所保全の区域では、これは地方官会議の権限になっておるよう聞いております。解除の場合もそれと同じとしますれば、やはり四号から十一号までの保全、局所保全の区域は地方官会議でできるわけでごさいます。そうしますと、非常にルーズな審査になってきて、ときには非常に無定

見な、また解除をやつて取り返しがつかないことになるようなことがあるんじゃないかと心配するのでございます。その点はどうかどういふふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(田中重五郎) 保安林の解除につきましては、確かに御説のとおり、特に慎重を期する必要があるというふうに考えます。そこで、保安林の解除の場合といたしましては、まず、保安林の指定の理由が消滅したというふうな場合、さらに公益上のその転用の必要性が生じてまいつたというふうな場合でございます。そこで、その保安林の解除につきまして、その取り扱いが乱用をされませんように、その方針の統一をはかる意味で、林野庁といたしましては、「保安林の転用にかかる解除の取り扱いについて」という通達を昭和三十六年に発しまして、そうしてその手続の慎重を期している次第でございます。それで、その解除の場合におきまして、この保安林の重要度に応じて、これを三つの種類に分けて、そうして特に溪流、河川の河岸、そういうところで傾斜の急なところ、これもそれぞれ傾斜度が示されております。けれども、そういう急激な、急な傾斜の場所であるとか、あるいは一たんその林地が裸地になれば再び林地に回復することが困難である半面、その崩壊が生じやすいというふうな場所につきましては、特に第一位といたしまして、その解除はこれをつとめて避ける、それからその保安林によりましては、その必要性の比較的小さいもの、そういうものを第三位に置きまして、その中間のものを第二位といたします。そうして

それぞれその保安林のそのような重要度に応じて解除するにいたしました。つとめて軽微なものから、それを利用するような指導も行なうというふうな手続上の方針を示しております。

○委員(青田源太郎君) ちょっと予定を過ぎましたね。まあどうぞ。

○北條篤八君 現在水資源の対策といたしまして、保安林をもつとふやしていかねばならないという整備を促進すべきときに、また一方では解除の申請がだんだんふえてきて、保安林を解除していくというふうな非常にこれは不合理なことだと思ひますから、解除の取り扱いにあたりましては、現場調査を厳密にしまして、そうして大局的の立場で慎重に処理していかねばならぬと思ひます。昨年八月に、池田首相が青森の一日内閣で、国有林の開放を言明しました。それで、東京から池田首相の指示によりまして、次官通達など出されておるというところ、ありまして、国有林の開放の行き過ぎが現実の大きな好ましくない課題になつておる際でありますから、国有林の開放に際しては、その影響を及ぼしたらそれこそ一大事でございますから、保安林の解除に際しましては厳正な配慮を保持して、そうして将来に悔いを残さないようにしていただきたいということ、これを最後に申し上げまして、これに対して長官のお答えをいただいで、私の質問を終わります。

○政府委員(田中重五郎) そのお説まことにござつてもございまして、そこで、いまお話しのごさいます国有林野を農業構造改善事業に活用するという場合におきましての一定の指針を示しておりますが、その冒頭には、国

土の保全等の国有林の地域は農用地の転用を原則として避けるというふうに明記もいたしておりますし、そういう御趣旨につきましては十分に慎重に進めてまいりる所存でございます。

○渡辺勘吉君 時間もあまりありませんから、問題をしばらくお尋ねをいたします。

元来この法律は、緊急に保安林を整備するために十年を限つて出されたものであります。その法律が出てから、進捗状況は全体としては当初計画目標に対しては一〇三〇という実績を示しております。しかしながら、その間における高度経済成長政策というふうな中で、水の需要というふうなもの、そういうものの新しい課題が提起されて、さらにこの時限法を十年延長するのであります。その十年をさらに延長するの、先ほどの質疑の間に、今後保安林の整備の予定というものが百万ないし百五十万ヘクタールという答弁だったとかがうのであります。百万と百五十万では、これはおそろしく違うことであつて、大ざっぱ過ぎるのではないかと思つております。一体十年をさらに延長しなければならぬというその基礎的なものが、精密な調査は別として、なければならぬと思つてない。従来緊急に整備をしなければならぬというので、十年の時限立法をやつたと同じように、さらに今後十年を経過しても、再びまた期限延長しなければならぬというふうなこともなきにしもあらずと思はれるわけですね。一体十年を延長するというそのよつて来たる計数を踏まえての根拠はどこに

とか、吉野川、利根川そういうものに
肩を並べる重要な河川で、いろいろ資

源的にも、また自然条件、社会経済的な流域の条件等も、非常にこの下流に大平野を控えまして重要な意味合いがあり、この保全上の価値が非常に大きいということでもあります。森林関係としてひとつ別個にこの水の問題を取り上げておりますのは、日本の地形から見て、また森林の占める面積から見て、森林のファクターが非常に大きいという点もあわせて申し上げたいと思います。そこで、さらにその取り上げない理由といたしましては、上流に非常に有名な林業地帯、たとえば日田の林業地とか、小国の林業地、そういうものがありますにもかかわらず、原野が多くて森林の率が低いということであります。そういう特徴があります。それから保安林が比較的小さいのでござい

ます、流域の全部の森林面積に比べまして保安林が。これは大部分水源涵養林であります。そういうような特徴があることを念頭に置いておいていただきたいと思ひます。

大体やりましたことは、森林から土砂が流出する状況、あるいは洪水時の大量の流出、あるいは普通、雨が降つたときに地表に水がどう出ていくかという実態の過去の記録、あるいは現地技術的な測定等をやりまして、いかに森林というものが水収支あるいは流域の保全に影響しておるかという、そういうことを明らかにして、その一つの有益な資料としたのであります。報告書は分厚いものでございますが、その中から特に要点を簡単に申し上げたいと思ひます。大きく分けまして、森林と水との関係、それから森林と土砂

の流出、あるいは土地の崩壊、そういうような土との関係、もう一つは、しからばどのような保全対策が必要なんだろう、そういう三つのことをいままから申し上げたいと思います。

まず水でございますが、水につきましては、大体五ヶ所ぐらい特記すべきことがあります。そもそも森林の機能は、その森林土壌の浸透度と申しますか、先ほどもお話ございましたが、そういう機能が非常に決定的な大きなメリットでございますが、ここでは、そう言え一言で済んでしましますけれども、そういうことによつて起こってくる非常に有利な現象を、逐次御説明申し上げることになるかと存じます。

水の第一番目は、林地と草地、それと比較しますと、林地のほうが地表流量が草地の流量より少ない。特にそれがどしどし降りる雨と申しますか、強い雨が降ったときに非常に著しい。一見傾斜が急であれば、だだっとな流れるかと思ふのでございますが、逆転現象が起きて、たとい急な場合でもかえつて少ないことさもある。そういうぐあいにその森林のメリットが出てくる。それから洪水時に多量の水が流出する、そういうような場合も、林地からの流出というのは非常に少ないのでございます。たとい雨量が多いとか、傾斜の分布が非常に不利だとか、あるいは河川勾配が非常に不利だとか、そういうような不利な条件がありまして、林野の占める森林率が多い場合には、けっこうそれを補つて逆に流出が少ないのだという結果になつております。もちろんこれは何の比較かと申しますと、ちょうど筑後川の

上流のほうがY字形になつておりまして、Yの一方は例の熊本県の小国のはうからの一つの川、それからYの片方のほうは大分県の英彦山系から出ます玖珠川というのですか、その二つのY字形の川を比べまして、いまのような結論を得たわけでございます。それから水の三番目といつたしましては、やその流域を広い範囲で考えていきますと、ちょうどそのすぐ前に、昭和二十八年に例の水害がございまして、そのときもはたせるかな、その林野の森林率の大きい流域のほうが出が少なかった。洪水でどつと出るのが少なかった。こういうことで、いわゆる洪水というのはピークがあり、どつと出ることから困る。そういう最大洪水量を抑えることができれば非常にぐあいがいい。その最大洪水量も、やはり一見こちらのほうがたくさんあるかと思つたところが、やはり森林がうまくできていけるのが逆に最大洪水量を抑えた。いわゆる逆転現象と申しますか、そういうのが起きています。それから四番目としては、結局川の水の流量になるべくコンスタントに平均していくほうが、これは当然便利なわけでありまして、そういうリザーブ、貯蔵機能のものもありまして、その平均化にいたしても、やはり森林のファクターが大きく響いて、ほかの不利の条件をカバーしている。それから最後は、ちよつと小さいのですが、やはり戦争中から、かなり森林が荒れているわけでございます。この日田なんか二百年も前からいろいろな植林をやつてい

規模な洪水がちよこちよこ出ている。そういう林相悪化と洪水の関係も、や一定の相関関係を持つておる、そういうようなことがわかります。以上五点ばかりが水に関することです。

次は大きい柱の二番目の土砂あるいはそういう土との関係でございます。これはすぐに思ひ当たること、いわゆる水が流れて、何と申しますか、土壌の非常な侵蝕でございます。そういうこと、あるいは亀裂が入つた、ひいては崩壊を起こす、そういうようなことにつきましても、やはり例外なく森林の発達しているところが、森林に恵まれているところが害が少ない。かりに亀裂が入つても、それがあまり発達するのを押える、あるいは発生そのものも押える、そういうことで、ついでながら、いわゆる木の種類、あるいは木の年齢、樹齢と申しますか、森林と申しますか、林ですから林齢と呼んでおられますが、そういうものの一般論を申しますと、樹齢、まあ人間で言つて、壮年の林のほうが幼年の林とか老齢の林よりは効果が大きいのです、役に立つ。それから木の種類でいへば、松、ヒノキ、そういうもののほうが、杉とか竹に比べて、杉な

で、どういふようなことを念頭に置いて対策を行なうべきかという点につきまして、その資料の第五章に述べてあるのですが、四ヶ所ばかりあります。まず、洪水防止と山地の荒廃防止、そういうことで草地より林地は有効でありますので、森林の面積を増大するほど効果が大きい、これは当然のことです。また、これは洪水防止、先ほど申し上げましたそういうことのためには、いわゆる早期治療と申しますか、上流の水源地で森林の洪水調節をやれば非常にいい、もとで押える。それから先ほどもちよつと森林が荒れたとか、そういうことを申しました、森林の質の向上、保安林の適正な施業、それからさらにあの辺は、特に阿蘇地方で感じたことでありますが、原野を林地に転換する、そういうようなことも総合的に判断し、傾斜の限界等も考へて、やはり判断して転換というものが必要ではないだろうかというようなこと。それから三番目は、上流地域における林野の保全施設、そういうものが比較的十分じゃない、そういう場合に二十八年の水害が起きた。そういうようなことで、どうしてもいまい言いました水源について、林野のそういう必要性から治山事業が要請される。これは川のことについて調査した委員の希望です。それから、最後は申すまでもなく結局経済的な目的、それから保全、いわゆる防災的な目的、両方の見地からの森林の経営が必要である。まあそういうことで保安林などの施業の問題についても、いろいろ総合判断をしなければいけないといううなことが私は重要な点だと思ひます。

以上、何もかも非常にいいことづくめでいきさか面はゆい感じがいたします。やはり事実そのとおりであるかと存する次第であります。

○渡辺勲吉君　そこで、私は本論に戻つて農林省にお尋ねするのですが、いま私が特に科学技術庁の局長に伺つたのは、森林の立場からこの筑後川流域を治山治水の観点で考察が出ておる。こういう具体的なデータが出ておる場合に、それにすでにもう取組んでおると思ふのです。この保安林の考察に対しては、筑後川流域で県有、民有林が四千四百四十四ヘクタールある、これを水源涵養保安林をその中から三百ヘクタールを解除する、逆にさらに六千二百四十ヘクタールを指定する、合せて水源涵養保安林として一万五千四百ヘクタールを目録として計画を立てておる、こういうことが指摘されておる。それから土砂流出防備林や土砂崩壊防備林についても一千三百八十億ヘクタールを目録として計画が立てられておる。ところがこの筑後川流域の森林は約十三万ヘクタールであるけれども、そのうち国有林は一四〇〇程度にすぎず、大部分は民有林である。県別に見ても国有林は、上流の大分県で一一％、熊本県で六％、中下流の福岡県で一二％、佐賀県で約四〇％、保全上重要な上流水源地帯でも、森林の保全機能に期待されるところは、国有林よりも民有林の比重が大きい。これはいまだ数字で指摘されたところでしょう。しかし、面積的には少ないが、英彦山系なり九重山系などの最上流水源地に存在する国有林の中には原野、灌木地など立木のない地帯の状況がかなりある。この改良によつて森林の保全機

規模な洪水がちよこちよこ出ている。そういう林相悪化と洪水の関係も、や一定の相関関係を持つておる、そういうようなことがわかります。以上五点ばかりが水に関することです。

次は大きい柱の二番目の土砂あるいはそういう土との関係でございます。これはすぐに思ひ当たること、いわゆる水が流れて、何と申しますか、土壌の非常な侵蝕でございます。そういうこと、あるいは亀裂が入つた、ひいては崩壊を起こす、そういうようなことにつきましても、やはり例外なく森林の発達しているところが、森林に恵まれているところが害が少ない。かりに亀裂が入つても、それがあまり発達するのを押える、あるいは発生そのものも押える、そういうことで、ついでながら、いわゆる木の種類、あるいは木の年齢、樹齢と申しますか、森林と申しますか、林ですから林齢と呼んでおられますが、そういうものの一般論を申しますと、樹齢、まあ人間で言つて、壮年の林のほうが幼年の林とか老齢の林よりは効果が大きいのです、役に立つ。それから木の種類でいへば、松、ヒノキ、そういうもののほうが、杉とか竹に比べて、杉な

で、どういふようなことを念頭に置いて対策を行なうべきかという点につきまして、その資料の第五章に述べてあるのですが、四ヶ所ばかりあります。まず、洪水防止と山地の荒廃防止、そういうことで草地より林地は有効でありますので、森林の面積を増大するほど効果が大きい、これは当然のことです。また、これは洪水防止、先ほど申し上げましたそういうことのためには、いわゆる早期治療と申しますか、上流の水源地で森林の洪水調節をやれば非常にいい、もとで押える。それから先ほどもちよつと森林が荒れたとか、そういうことを申しました、森林の質の向上、保安林の適正な施業、それからさらにあの辺は、特に阿蘇地方で感じたことでありますが、原野を林地に転換する、そういうようなことも総合的に判断し、傾斜の限界等も考へて、やはり判断して転換というものが必要ではないだろうかというようなこと。それから三番目は、上流地域における林野の保全施設、そういうものが比較的十分じゃない、そういう場合に二十八年の水害が起きた。そういうようなことで、どうしてもいまい言いました水源について、林野のそういう必要性から治山事業が要請される。これは川のことについて調査した委員の希望です。それから、最後は申すまでもなく結局経済的な目的、それから保全、いわゆる防災的な目的、両方の見地からの森林の経営が必要である。まあそういうことで保安林などの施業の問題についても、いろいろ総合判断をしなければいけないといううなことが私は重要な点だと思ひます。

以上、何もかも非常にいいことづくめでいきさか面はゆい感じがいたします。やはり事実そのとおりであるかと存する次第であります。

○渡辺勲吉君　そこで、私は本論に戻つて農林省にお尋ねするのですが、いま私が特に科学技術庁の局長に伺つたのは、森林の立場からこの筑後川流域を治山治水の観点で考察が出ておる。こういう具体的なデータが出ておる場合に、それにすでにもう取組んでおると思ふのです。この保安林の考察に対しては、筑後川流域で県有、民有林が四千四百四十四ヘクタールある、これを水源涵養保安林をその中から三百ヘクタールを解除する、逆にさらに六千二百四十ヘクタールを指定する、合せて水源涵養保安林として一万五千四百ヘクタールを目録として計画を立てておる、こういうことが指摘されておる。それから土砂流出防備林や土砂崩壊防備林についても一千三百八十億ヘクタールを目録として計画が立てられておる。ところがこの筑後川流域の森林は約十三万ヘクタールであるけれども、そのうち国有林は一四〇〇程度にすぎず、大部分は民有林である。県別に見ても国有林は、上流の大分県で一一％、熊本県で六％、中下流の福岡県で一二％、佐賀県で約四〇％、保全上重要な上流水源地帯でも、森林の保全機能に期待されるところは、国有林よりも民有林の比重が大きい。これはいまだ数字で指摘されたところでしょう。しかし、面積的には少ないが、英彦山系なり九重山系などの最上流水源地に存在する国有林の中には原野、灌木地など立木のない地帯の状況がかなりある。この改良によつて森林の保全機

能を最大に發揮させる課題が出ておる、こういうことを言うておるんでありますが、現実には從來経過してきた十年の保安林の整備の中で、これがいかなる農林省としては整備の態様をしてきたのか、また今後これがどういふ方向で整備をされるか、それが先ほど長官の言われた今後の展望の具体的な内容にもなると思うのであります。河川別に整備をしていくということの中で、すでにこういう課題が出されているものに政府はどう対応していき、今後どう対応するのかということをも具体的にお伺いをいたしたいわけですが。

○政府委員(田中重五郎) 筑後川流域につきましてはこの科学技術庁資源局で作成をされております数字の根拠とあるいは相違をすることもわかりませんが、この同じ流域につきまして国有林につきましては経管計画、民有林につきましては全国森林計画に伴うところの地域森林計画、そういうものの数字等の根拠に基づきまして、ただいま資源局で調査指摘をされた趣旨を体しながら実行をいたしました数字を、その当時と現況について見ますと、その数字につきましては、いま申し上げましたように根拠を異にしているのので一致をしないかもしれません、この傾向はわかると思うのでございすが、この筑後川流域におきまして、森林の状況でございますが、まずその面積におきまして、昭和二十八年当時十二万九千ヘクタールであったものが、その後の原野その他への造林が進みました結果、三十七年度末で十四万八千ヘクタール、一四〇%の増を見ております。それからその蓄積にいたしまして、その当時千四百六十一万立方メートル

ターが千七百八十一万立方メートルで二二%の増となっております。

で、これが森林の状況でございますが、一方重要河川の流域におきましてこの保安林整備計画に基づく保安施設事業でございますが、これにつきましては、この地域におきまして治山十カ年計画に基づきますこの部分の十カ年の計画量が、治山とそれから保安林改良事業等を含めまして千六百七十七ヘクタールと、こういうふうな数量で計上され、その事業費をいたしましては七億三千二百万円と、こういうふうになつております。その十カ年計画に對しましては、現在これを金額で申し上げまして、現在これを金額で申し上げまして四七・二%の進捗でございます。保安施設事業につきましては、その進捗でございます。

なお、保安林の面積につきましては、その当時国有林、民有林を通じて七千七百九十七ヘクタールございまして、この保安林の面積はこの流域の森林面積に對しまして六%であつた。ところが、現在は保安林の配備が進んだ結果といたしまして十七万五千七ヘクタールと、したがって、その森林面積に對しましては二二%となり、またその当時の保安林の面積に對しましては二一九%というふうな進捗を示してあります。それでただいまたびたび重ねてその重要性を指摘をされたが、この筑後川の流域に、この流域保全の重要性にかんがみまして、今後その保全のために御指摘の御趣旨を体しまして慎重に保安林の事業を進めてまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○渡辺勸吉君 どうも具体的な課題についてここで出されている考察とはかなり実態が違ふようであります。私どももこういう具体的なことについてこれ以上貴重な時間の中で質疑を進めることを、非常にまあ時間的に惜しいので、この点は他日機会を見て、もっと具体的にひとつ検討してみたい。としまして、答弁の中にあつた保安施設の事業、そういう中でいまの筑後川の場合には千六百七十七ヘクタールというものが出されておるわけでありすが、大體この治山治水緊急措置法に基づく治山事業十カ年計画というものは、すでに三十九年度で計画の前期を終了するわけでありすが、この復旧治水なり、予防治水なり、あるいは予防林なり、保安林の整備なり、地すべりというふうなこの十カ年計画というものは、現在ある荒廃林地なりあるいは荒廃移行林地なり、三十四年からはさらにそれを細分化して、災害危険林地、要改良林地と、こういう四項目に出しておるのであります。この荒廃林地の実態、既存のこういう実態に對して、治山事業の十カ年計画は、およそ既存のこれらの面積に對して何割を取り上げておるのですか。

○政府委員(田中重五郎) この現行の治山十カ年計画の始期におきましては、その当時現存するところの荒廃地、約三十二万ヘクタール程度でございますが、それからその時点で、年々発生しております荒廃地四千八百ヘクタール、約五千ヘクタールでございますが、そういうものを復旧あるいは予防をしながら、その七割、それから年々発生する荒廃地につきましては、それをほぼ年々千あるいは千二、三百ヘクタールの発生にまで縮減をするというところで、結局、昭和の初期に比較

的国土の安定しておつたと考えられる状態、つまり荒廃地約十萬ヘクタール前後、年々の荒廃発生面積千ないし千二、三百ヘクタールの状態に還元をしたい、こういう考へ方で計画ができております。重ねて申し上げますと、大體その当時の荒廃地の面積の七割をこの十カ年計画でおさめたい、こういう計画でございます。

○渡辺勸吉君 いずれこれは私は大臣にお尋ねをするのであります。現在、既存の荒廃林地の七割が、この治山事業の十カ年計画の対象である、これが一つの大きな問題であります。それから新たに発生する毎年の荒廃地が約五千ヘクタールある。これも予算的な裏づけ等は、七年くらいを要するようないふ実態であるといふことは、とりもなおさずこの保安林に對する政府の考え方というものは、かなりどうも消極的である。それは財政、予算の制約等を受けてそういう形になつておる。私はこれでは保安林の整備計画は今後十年を経過しても、なかなかその目途とすると、ところに到達することは至難であると考へるわけでありすが、なぜこの荒廃林地の七割程度が治山事業の対象になるのか、これはもとより高度経済成長政策の中に組み込まれておる項目であつてみれば、なおさらこの点については、もっと積極的な施策をこれに講ずるといふことがなければ、私は十年延長しても、この保安林の整備というものは、日暮れて道遠しの感が今後十年後には出るのはないかといふことを憂へるものであります。そこで、こういう問題については、最高責任者であるこれは農林大臣に午後お尋ねをいたすことで、私の午前の質問は

これで打ち切つておきます。

○委員長(青田源太郎君) ここでしばらく休憩し、午後一時二十分から再開いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

この際おはかりいたします。

住宅地造成事業に関する法律案について、建設委員会に對し、連合審査の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認めます。さう決定いたします。

なお、連合審査会の開催の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(青田源太郎君) 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言を願ひます。

○渡辺勸吉君 提案されております保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案でありすが、従来、この法律が出發をいたしました際は、昭和二十八年の大災害によつて、これらの保安林整備が緊急の課題として立法化、さ

れた経過があるわけですが、再びこれを十年期限延長するということがありますが、この十年を限ってさらに延長するというそこには、具体的な内容を当然踏まえて出されたものだと期待をいたしておったのでありますが、いままで審議の経過を通じて明らかにした点は、それは具体的に、三十九年度に算化された調査費というものによって、全国の河川別の流域を中心として実態調査をした中から具体的に出てくるというふうに答弁がなされたわけですが、そのことは当然、ことしの四月末で期限が切れる法律であることは、前から明らかであつたわけでありますので、もっとこの点を早急に今後さらに期限延長しなければならぬ実態というものを把握して、その調査のデータに基づき期限延長というものが取り上げらるべきものだと思つておりますが、

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

結果的には、調査をこの法律が通過したあとにした上でなければ明らかでなないということとは、何としても納得したい点があるわけであります。しかしながら、事務的にはそういうことであっても、大臣としては、大局的な見地から、この時限法を今後十年延長することによって、国有林の場合、民有林の場合どれだけのさらに保安林の整備を別途とるかということは、十分勘案の上に出されたと思うのでありますから、その点をまず大臣からお伺いをいたします。

○國務大臣（赤城宗徳君） 調査費も計
上いたしておられますけれども、従来と
も保安林の整備を進めておったのでご

ざいますから、この法律の施行を延長いたして、いままでの調査もありますから、その調査に従って、緊急急速に整備をはかってまいらるべきである、また、まいりたいつもりであります。

〔理事櫻井志郎君退席、委員長着席〕

○渡辺勸吉君 急速に整備をはかるといふことでありますが、政府から出された資料を見ますと、昭和三十八年度においても、推定でありますけれども、荒廃林地なり、あるいは荒廃移行林地なり、災害危険林地なり要改良林地なるものが、四十万ヘクタールの多きに達しておるわけであります。ところが、この荒廃林地の実態に対応する施策の一つの具体的なめどとなるものは、治山治水緊急措置法に基づく治山事業の十カ年計画があるわけであります。これはいまの現存しておる荒廃林地あるいは要改良林地、これに対して七割をこの治山治水事業の目標に立てておるわけであります。ここに私は問題が二つあると思うので、二点にしばつてお伺いをいたしますが、なぜこの治山事業そのものの十カ年計画に、既存の荒廃林地に対して七割だけを計画にのせるに過ぎなかつたのかということであります。もつと端的に言えれば、既存の荒廃地は十カ年の治山事業計画の中で、完全に解消すべきものではないか、こういうふうに考えるわけですか。なぜ七割にこれを制約をしておるのか、これが第一点。

それから第二点は、既存の荒廃地三十万ヘクタールのほかに、年々発生する新たな荒廃地がおよそ五千ヘクタールと推定されるのでありますが、この既存荒廃地を七割に見、新たに毎

年発生する大体五千ヘクタールというものを一体何カ年でこれを復元するということになっておるのか、この点をまず問題としてお尋ねをいたします。

○國務大臣（赤城宗徳君） 治山計画との関係で、保安施設事業が十割計画す

べきものが、七割という少ない対象であるのはどういう理由か、実は十割やるのが当然の計画でございますが、財政上の関係、建設省の治山治水事業関係等との調整から、資金の可能性の限度ということで、七割を対象にしております、これは実情でございます。実情はそういうふうなことで七割ということであります。あるいはまた、年々五千ヘクタールの荒廃林が出ているのでございしますが、これは七カ年で復旧するということとしておりますけれども、これを、完成年数をおくらす措置をとるのはおかしいじゃないか、こういうことだと思いますが、これは私はいままでの実績が御承知のように、事業量までは五カ年で六二％でございますが、そのわりあい経費は八六・四％、荒廃地が五千ヘクタール以上になったり、あるいは人件費が多かった結果、事業費に比較いたしまして経費がよけいにかかっているわけです。しかしながら、いまお話しのようにできるだけ早い機会に復旧するように、完成年数を短縮するように検討させたい、こう思っております。

○渡辺勘吉君 念を押して伺います。が、既存荒廃地に対して治山十カ年計画は七割を見ておる。それを十割を見えるべきであるけれども、資金、予算の面等によって七割を余儀なくされている。しかし、これを十割まで完全に治

山事業の対象として保安施設事業の分量に高めるよう努力をするという旨の御答弁がありました。が、ぜひこれはこういう荒廃林地に対しては、これらのうち計画の中で七割しか見ないという財政、金融の制約というものを排除して、完全にこの法律が意図しておる保安林整備を完成するように、これは大臣としては特段の善処を望むものであります。

なお、毎年発生する新しい荒廢林地五千ヘクタールは、いまだ大臣の御答弁にありませんが、予算措置で七年という年限が制約をされておるようでありますから、こういうものも期限を半減することはむづかしいという御答弁であります。圧縮するように努力するということでありますから、私もその大臣の御答弁を全幅的に信頼をいたしまして、七年というそういう予算の年限というものを、少なくとも四年くらいにこれは圧縮をしませんと、この緊急措置法に基づく趣旨は一〇〇％達成されないと考えます。繰り返しますが、既存の荒廢林地に対しては、十割を完全に保安施設事業の対象として盛り込んでいく、新しく発生する荒廢林地約五千ヘクタールも、これは従来の約束ごとにとらわれることなく、大臣の大局的な善処によつて、少なくとも四年くらいにこれを圧縮して、保安整備の対象にしていくということについて、大臣の重ねての御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(赤城崇徳君) そのとおり考えて進めていきたいと思います。ただ、最後の七年を四年間と、こうはつきり年数についてお約束はなかなかむづかしいと思います。できるだけ短い

期間に復旧するような進め方をしたい、こう考えております。

○渡辺勘吉君 では関連してお伺いたしますが、すでに樹立されておる治山治水緊急措置法による治山事業は、

三十九年をもつて前半の五十年を經過する段階に來ておるわけであります。今度の法律を一郎改正する趣旨からいいますと、水資源の涵養、保安林の当初考へた以上に重要な役割り、国土保全の一そう重要な役割り、一方には水利用の高度経済成長政策に基づく大きな変貌等があるわけでありますから、この際治山治水緊急措置法に基づく従來確立された十カ年治山事業というものを白紙に返して、新たな立場からこれを長期計画として確立をし、具體的な実体法の中でそれを実施していく必要が、今回の保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律の趣旨からいっても当然なことだと期待をいたすわけであります。一昨日の委員会で、田中長官からは、そういう意味の答弁もあつたのでありますが、その点についてこの際新たな角度で、この客観的な情勢の変化に対処して、治山治水緊急措置法に基づく長期の計画の確立をされる御意思があるやいなやをお伺いしたいのであります。もとより私が申し上げるまでもなく、この計画は高度経済成長政策に織り込まれているだけに、これに対するまた国民の期待も大きいから、それを特に大臣にお尋ねをいたすわけでございます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 御承知でしようが、ここの予算を提出する際に、いろいろ計画を審議したわけでございします。道路の計画その他十カ年計

画、五カ年計画を立てたのでござい
す。その際も問題になりました治山治
水計画改定をして早く出すべきじゃ
ないか、こういう議論が閣議でもあり
ました。私などもその線から進めよう
したのでございしますが、いまお話の
うにもっと根本的に検討した上でつ
く、時間の余裕を必要とする、こう
いうわけで延びてきておるのであり
ます。そういう実情でございしますが、三
十九年度、ことしはどうしても計画を
立て直して、いうところの前向きでや
らなければならぬ。建設省の治水計
画等とも十分調整して、保安林の整備
によるこういう治水事業等につきま
しても、十分私どもの考えを盛り込ん
で進めていきたい、こう思っております。

○渡辺勸吉君 次にお伺いしたい
のは、現実に三十九年度に保安林を
有買入れの場合、買上げの措置と
いうものがあるわけでありまして、そ
の際に十カ年計画という今後の期限延長
の法律の中で買入れの対象となるも
のが、一万七千ヘクタールと予算の上
で出ておるわけでありまして、これ
を買入れする単価が問題の一つであ
ります。単価は四万七千円というヘ
クタール当たりの単価を計上している
ようでありまして、政府から出ている資料
によりましますと、二十九年から三十八
年までの買入れ実績に対する実績単
価は四万六千九百八十八円、約四万七
千円でありまして、おそらく過去の買
入れ実績の平均単価を、三十九年の買
入れ単価に予算上立てられたと思う
のでありまして、この年次別の
買入れ単価の動向を見ましても、逐
年この買入れ単価が一応傾向とし

ては高くなつてきている。ただ三十一、
三十二年は非常に買入れ実績も低
い。これはまあ当時木材価格が高騰し
た等のことによつて、買入れが鈍化
をしたことであらうと、この表のうち
では読み取るのではありませんが、少な
くとも三十八年も七万一千七百八十八
円、三十九年もまだ締めておりません
から予想のようでありまして、七万七
千円、こういうヘクタール当たりの単
価なのに、二十九年から三十八年ま
での年度を通じての算術平均の四
万七千円という単価では、またぞろ、
この三十九年一年における保安林の進
捗も、この予算に制約されて、困難な
事態に立ち至るのではないかと、こう
うに考えるのであります。繰り返しま
すが、三十八年は単価が七万七千円
であります。それを四万七千円という
単価で、三十八年対象保安林を買入れ
るといふことは、このことでもまた十
カ年延長しても、こういうような予算
の制約では、私は保安林の買入れと
いうものは、非常に大きな暗礁に乗り
上げるだらうと心配をいたしたのであ
ります。まあ数字のことでありまして
ありますが、大臣に何うかと思つたの
であります。私は大臣に伺いたいので
あります。予算単価が一応四万七千円
だけでも、現実にそれ以上対価を支
払ふ必要がある場合には、これを弾力的に運用
して、少なくとも予定された買入れ
を進捗させるといふ大臣の措置が考
えられるかどうかといふことを、大臣
にお伺いをいたしたい。

○国務大臣(赤城崇徳君) 二十九
年から三十八年の平均が四万六千余
円、こういう過去の平均で出すといふ
ことが単価としていいかどうか、こ
れは私

も疑問だと思ひます。また昨年あたり
が七万七千円だといふことですが、こ
れもどういふ根拠が私にも調べており
ませんか……。

○渡辺勸吉君 実績ですよ。

○国務大臣(赤城崇徳君) 平均で
か……。そういう点から見るとい
うと、予算の立て方が少し過去の平均
ではどうかと思ひます。最近の単価を
計上したほうが、まあより適当じやな
いかと、いまお話を聞くとそういう
な感じがするのであります。しかし
まあ、これは過去の平均で予算単価を
計上して、予算も通つております。し
たがいまして昨年度の平均が七万七
千円だといふ——市街地とは違ひます
から、奥地ですから、といふことも
あります。奥地ですから、といふこと
だといふ予算単価と昨年度違つてお
ります。でございまして、いろいろ実
際に保安林として国が買取る場合に
おいて、予算単価をこえるような場合
があるかと思ひます。そういうときは
やはり必要経費の確保について十分考
えていくべきだし、そうして保安林を
整備していく、こういうことが国の政
治の全体としてなすべきことだと思
ひます。で、十分予算といふことが、
単価の高い場合には現実的に必要経費の
確保につとめていきたいと思つてお
ります。

○政府委員(田中重五君) なお補足
して申し上げたいと思ひますが、今回
認めをいただきましたならば、この法
律に基づいて進められるであろう買
入れの事業につきましても、買入れ
の一方で合理化等の措置を合わせ行
ないながら進めてまいれる所存でござ
います。今後の水源涵養保安林を主体
とするところの保安林の買入れにつ
きましては、その位置的には相当奥地
になるであろうことが予想されますの
で、またその地帯の立木蓄積のきわめ
て少ない、粗悪な林相の地域が多くな
るであろう、こういうふうな考えられ
ますので、在米の買入れの実績単価
が、必ずしも標準になるとも考えられ
ないでございまして、できる限り買
入れ単価の妥当適正を期して進めて
まいりたいと、こう考えております。

○渡辺勸吉君 適正妥当を期すとい
うことでありますけれども、私の心配す
るのは、現実に三十八年は七万七千
円の単価であるものを、過去十数年の
平均をとつて四万七千円にするために、
適正妥当といふことの運用が、不当に
安い値段で民有林の買上げをするこ
とがあつては、これは困るということ
です。だから長官の言うように、適正
妥当といふものは一体どういふこと
かといふことが、また問題になるわけ
であります。第七条には、これらの買
入れの価格は、時価主義をとつてお
る。それでこの時価といふものが一
民有林の場合には、流通性のない、こ
ういふ特定の山林に対しては流通性
がないのに、これは時価といふものが
発生するのだからかといふことが問
題なわけですね。流通性があれば、こ
れは近傍の売買価格とか、あるいは地
価で算定するわけですから、これはそ
ういふ地形上からいって近似値を求
めることすら、なかなか、困難であ
るというふうな問題があるわけであり
ます。前回の委員会の質問にもあり
ましたように、地租免除のために地価
の算定ができないという事態にこの
保安林が置かれておる。税務署でも
相親税で

一番頭をかかえておるのが、この保安
林の時価の評価であります。不動産研
究所の統計でさえも、山林地に、保安
林を除いて山林地の平均単価を出して
おる。こういうふうな保安林自体を適
正妥当な時価で買上げるといふことが
きわめて困難である。であるから、私
は過去の実績民有林から買入れた過
去十数年の平均単価をとつて適正に運
用するといふことでは、これは事務的
な範疇において適正といふことは、な
かなかこれはむづかしいと思つたので、
この保安林を整備する、機能を発揮す
る意味において、大臣にひとつそう
いふ場合は現実に即して弾力的にや
るという答弁をいただいたのでありま
す。そういうひとつ大臣の考え方とい
うものをさらに体して、まさに長官が
言うように適正妥当といふことを、困
難な中にも客観性を求めて、保安林の
整備に当たつていただく必要があ
るかと思つたのであります。まあ大臣の答
弁で、私はこれも必ずしもこうい
う過去十数年の平均、算術平均を単純に
見た四万七千円といふものではないに
して、できるだけ近い三十八年の七
万七千円といふこともあり得る。そう
いふこともあり得る。そういうとき
には、大臣としては十分保安林買
入れ促進のために配慮するといふこと
でありますから、その御答弁に信頼
して、この保安林整備が計画ど
うに進捗するよう、これは期待を
申し上げるわけでありまして、
いろいろこの問題について、大臣
にお尋ねしたい点がござい
ます。そのうち、私は最後に
しほつてお伺いしたいのであり
ます。それは、関係はないものであり
ますが、最近国有林の開放

というものがムード的にきわめて高まってきたとあります。このことと保安林整備が一応有機的な関連はないのでありますけれども、一体これを大臣は国有林開放というムード的な一つの最近の現象と保安林を整備しなければならぬというものと、客観的にどういうふうにお考えになつておられるかを尋ねをして、私の最後の質問を終わります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 最初に、先ほどの林野庁長官が適正妻当に買い入れをしたいということについて、つけ加えて申し上げておきます。事務当局でございまして、予算を離れて買入れるということとは非良心的なものと考へ、できるだけ予算に計上したものに沿うような考へ方をまず持たなくちゃならぬという意味だと思ひます。しかし、同時に政治的に見るならば、より以上に保安林の整備ということが第一のこととございまして、必要な経費については十分努力するように指示いたしまして整備をいたしたいと思ひます。

それから、いま国有林の開放と保安林の整備との関連いかん、非常に国有林開放ムードがあつて、保安林がなくともいいんじゃないかという一面にムードが出てくるということであらば、憂うべきことではなからうかと思ひます。そういう意味におきまして、国有林の開放につきましても、国土保全、こういうことを中心として、国土保全の必要を感じないようなものであつて、農業その他の体質改善あるいは構造改善などに必要なものの国有林の開放といひますか、国有林を払い下げるといふ方針で進めております。

が、このいさ議論になつておりますことは、保安林の積極的整備の問題でございまして、国有林の開放等におきましても、消極的に保安林を開放するようには、治山治水に影響のあるようなものではない。消極的にこれはそういう面では、国有林の開放と関連を持つてゐるわけではございません。国有林につきましても、開放すべきものはすべきと思ひますが、これは慎重に具体的に考へていきたい、取り扱ひをしていきたい、こういう考へております。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんやうです。

任願したいと存じますが、御異議ございせんやうです。

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと思ひますが、さう決定いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十一分散会

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

肥料価格安定等臨時措置法案

項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないことを認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めに締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 農業又は肥料工業の健全な発展に支障を与えるものでないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 その取決めに締結しようとする者の当該特定肥料の生産額及び国内向け販売額(生産業者から直接買入れた当該特定肥料の国内向け販売額に限る。以下同じ)がそれぞれ当該特定肥料の生産額の総額及び国内向け販売額の総額に對し相當の比率を占めてゐること。

第三條 農林大臣及び通商産業大臣は第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めに締結してゐる者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

第四條 第一項の規定による届出に係る取決めに締結してゐる者は、その取決めに締結したときは、遅滞なくその旨を農林大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

(資料の交付等)

第三條 特定肥料の生産業者及び販売業者は、前条第一項の取決めに締結しようとするときは、農林大臣及び通商産業大臣に對し、その取決めの締結のため必要な資料の交付を求めることが出来る。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により資料の交付を求められた場合において、前条第一項の取決めの締結を促進するため必要があると認めるときは、当該生産業者及び販売業者に對し、当該資料を交付する。

3 農林大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、特定肥料の生産業者及び販売業者に對し、前条第一項の取決めの締結に關し必要な勧奨又は助言を行なうものとする。

(調停)

第四條 農林大臣及び通商産業大臣は、特定肥料の生産業者及び販売業者が第二條第一項の取決めの締結について相當期間にわたり努力したにもかかわらずその取決めに締結することができず、その双方又はいずれか一方から申請があつた場合において、特に必要があると認めるときは、調停を行なうものとする。

(日本硫酸輸出株式会社)

第五條 昭和二十九年八月十日に設立された日本硫酸輸出株式会社(以下「輸出会社」といふ)は、硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料であつて政令で定めるもの(以下「硫酸安」といふ)の輸出に關する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第六條 輸出会社以外の者は、その商号中に日本硫酸輸出株式会社という

文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第七条 輸出会社は、次の事業を営むものとする。

一 輸出用の硫安の譲受け

二 硫安の輸出

三 輸出業者に対する輸出用の硫安の譲渡

四 前三号の事業に附帯する事業

(譲受けの承認)

第八条 輸出会社は、硫安の譲受け計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、政令で定めるところにより農林大臣及び通商産業大臣が定めるアンモニア系窒素肥料の需給見通しに基づいてしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の承認をしようとするときは、農林大臣の同意を得なければならない。

4 農林大臣及び通商産業大臣は、第二項の需給見通しを定めたときは、遅滞なく、これ関係者に通知しなければならない。

(定款の変更等)

第九条 輸出会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監督)

第十条 通商産業大臣は、輸出会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(輸出会社に譲り渡すべき硫安に関する取決め)

第十一条 硫安の生産業者は、第八条

第一項の承認があつた後において、締結の日の十五日前までに通商産業大臣に届け出て、輸出会社に譲り渡すべき硫安に關し、数量、取引方法その他の事項について取決を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないとき、その取決を締結しようとする者に対し、その取決を締結しようとする者に対し、その取決の変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 不当に差別的でないこと。
二 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

三 一般消費者関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決を締結している者に対し、その変更又廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る取決を締結している者は、その取決を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(輸出の制限)

第十二条 輸出会社以外の者は、輸出会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

(流用の禁止)

第十三条 輸出する目的で輸出会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならない。

い。ただし、輸出会社に譲り渡す場合は、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第二

条第一項又は第十一條第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為並びに輸出会社の行なり正当な行為には適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いること。
二 第二條第二項若しくは第三項又は第十一條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したとき。

三 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第三項又は第四項の規定による請求に応じ、第二條第二項若しくは第三項又は第十一條第二項若しくは第三項の規定による処分があつた場合を除く。)

(公正取引委員会との関係)

第十五条 農林大臣及び通商産業大臣は、第二條第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十一條第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨

を通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二條第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項第二号から第五号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣及び通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、第十一條第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項各号に適合せず、又は同項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

5 公正取引委員会は、前二項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告及び検査)

第十六条 農林大臣又は通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料の生産業者若しくは販売業者(輸出会社を除く。)に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、肥料の生産業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、輸出会社に対しその業務の状況に關する報告を求め、又はその職員に、輸出会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させる

ることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の規定に違反して硫安を輸出した者
二 第十三條の規定に違反して硫安を輸出以外の用に供した者

第十八條 第十六條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十條 第十條の規定に命令に違反した場合においては、その違反行為をした輸出会社の取締役は、三万円以下の過料に処する。

第二十一條 第六條の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年八月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第十四条並びに第十五条第一項、第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。 2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。 3 第六条、第十二条、第十三条、第十七条及び第二十一条の規定は、この法律の廃止前に輸出会社が解散したときは、その解散の時に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、これらの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。 4 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。 第八条第一項第十一号を次のように改める。 十一 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第 号)の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。	理すること。 第十一条第二項中「前項第二号に掲げる事務及び」を「前項第二号及び第二号の二に掲げる事務並びに」に改める。	5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。 第十四条第一項の表中肥料審議会の項を削る。 6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。 第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。 二の二 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第 号)の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処				
---	---	---	--	--	--	--